

# 論点に関する労災補償の現状

- 1 労働時間と認定状況の関係
  - (1) 業務上外別労働時間数
  - (2) 極度の長時間労働の認定状況
  - (3) 時間外労働時間数が月 100 時間を超え、業務外となった事案
  
- 2 支給期間別の労災補償状況（平成 17 年度に業務上認定した事案（自殺を除く。）に係る支給期間の分布）

# 1 労働時間と認定状況の関係

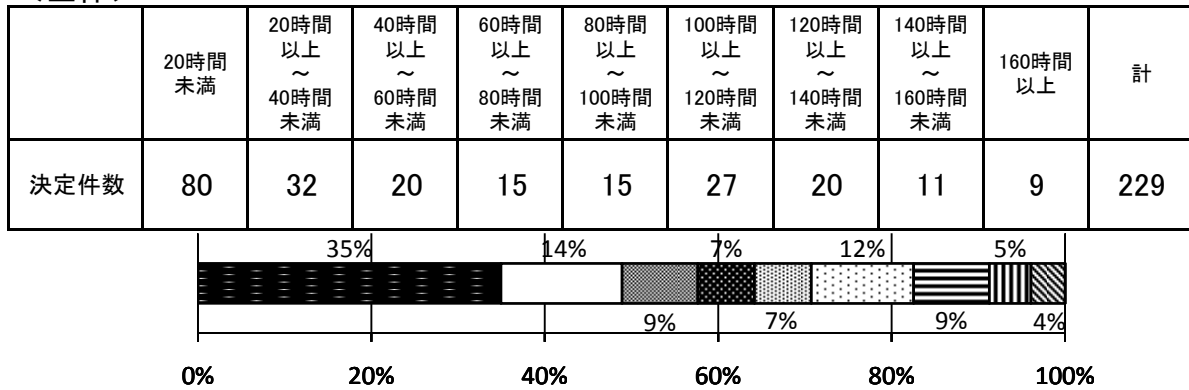
## (1) 業務上外別労働時間数

業務上認定及び業務外認定別の時間外労働時間数の分布  
(平成21年度)

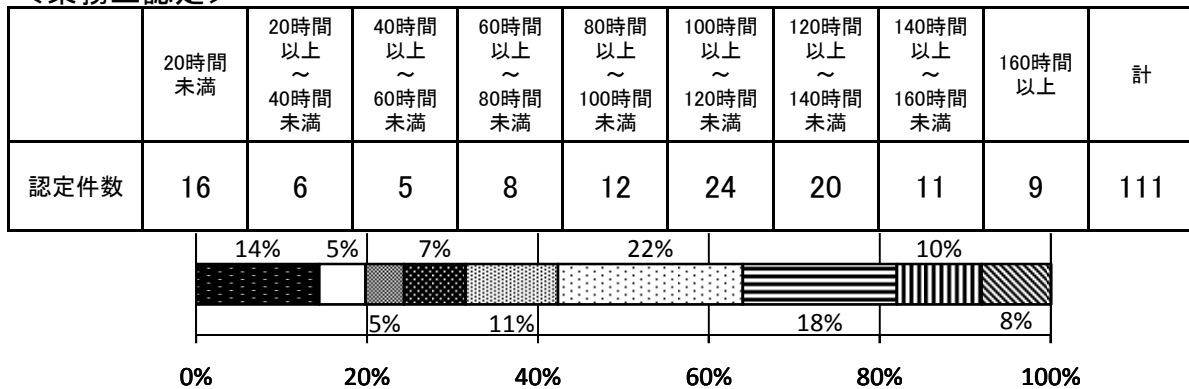
※ 時間外労働時間数が判明している事案のみ集計・分類している。

※ 時間外労働時間数は、発病前6か月以内の平均時間外労働時間数のうち最も長いもの

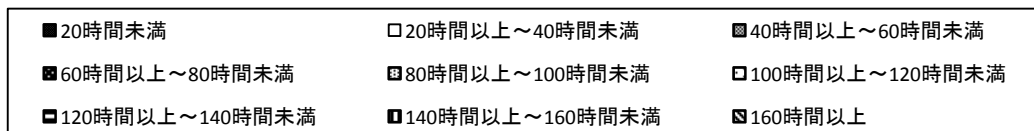
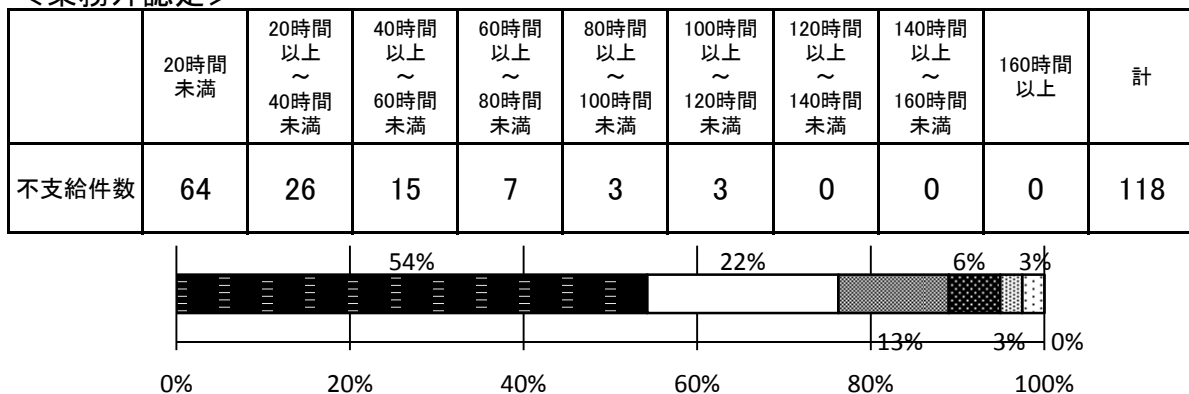
### <全体>



### <業務上認定>



### <業務外認定>



(2) 極度の長時間労働の認定状況

「極度の長時間労働」があったとして認定した事案の、時間外労働時間数の内訳（平成21年度）

「極度の長時間労働」があったもの	60時間以上 ～ 80時間未満	80時間以上 ～ 100時間未満	100時間以上 ～ 120時間未満	120時間以上 ～ 140時間未満	140時間以上 ～ 160時間未満	160時間以上
6	0	0	0	0	1	5

(注) 前記1の(1)とは別に集計したもの。上記6件のうち2件は、1(1)の件数に含まれていない。

(参考) 睡眠時間から算出した時間外労働時間数の概算

1 業務により睡眠時間が4時間となるケース

- ・ 時間外労働は、1日約6時間
- ・ 平日（月～金）に毎日6時間の時間外労働を行い、土日は休日の場合、  
1週（7日）の時間外労働は約30時間  
月（4週）の時間外労働は約120時間
- ・ 上記に加えて毎週土曜日に1日14時間の休日労働を行った場合、  
1週（7日）の時間外労働は約44時間  
月（4週）の時間外労働は約176時間
- ・ 上記に加えて毎週日曜日にも1日14時間の休日労働を行った場合、  
1週（7日）の時間外労働は約58時間  
月（4週）の時間外労働は約232時間

2 業務により睡眠時間が5時間となるケース

- ・ 時間外労働は、1日約5時間
- ・ 平日（月～金）に毎日5時間の時間外労働を行い、土日は休日の場合、  
週（7日）の時間外労働は約25時間  
月（4週）の時間外労働は約100時間
- ・ 上記に加えて毎週土曜日に1日13時間の休日労働を行った場合  
週（7日）の時間外労働は約38時間  
月（4週）の時間外労働は約152時間
- ・ 上記に加えて毎週日曜日にも1日13時間の休日労働を行った場合  
週（7日）の時間外労働は約51時間  
月（4週）の時間外労働は約204時間

(3) 平均時間外労働時間が100時間を超えており、かつ業務外となった事案

(事例1)

タクシー会社の無線配車係の事案。

タイムカード上では24時間の勤務を週3日行うという月100時間以上の時間外労働が、雇入れ(5月)以降、精神障害発病前の同年12月まで、恒常的にあり、具体的出来事は「勤務・拘束時間が長時間化する出来事が生じた」(平均Ⅱ)に当てはめた。

しかし、就労時間中に頻繁に熟睡していたことなどから、実態としては月100時間以上の長時間労働を行っていたとは認められないため、強度の修正は行わず、出来事の心理的負荷は「Ⅱ」とした。

出来事の状態が持続する程度については、特段評価できる経過はなく、心理的負荷の総合評価は「中」とした。

(事例2)

レストランの店舗マネージャーが、店舗開業に向けた内装工事や、店舗開店後は支配人として開店前の仕込みから閉店後の片付けまで長時間の勤務を行ったため、精神障害を発症したとする事案。

発症6ヶ月から直前1ヶ月までの時間外労働時間はそれぞれ、81時間、77時間、81時間、128時間、134時間、104時間となっており、長時間労働の実態が認められるため、これを「勤務・拘束時間が長時間化する出来事が生じた」(平均Ⅱ)に当てはめた。

被災者は管理者であり、休憩を自由にとることができ、他の従業員よりも多く休憩していたというようなことから、出来事の平均的強度「Ⅱ」を修正し「Ⅰ」とし、出来事後の状態が持続する程度については、特段評価できる経過はないことから、心理的負荷の総合評価は「弱」とした。

(事例3)

庶務部門の担当者が、会議資料の作成を指示され、長時間の勤務を行ったため、精神障害を発症したとする事案。

具体的出来事を「大きな説明会や公式な場での発表を強いられた」(平均Ⅰ)に当て嵌めた。

出来事後の状態が持続する程度の評価に当たり、発症直前1ヶ月の時間外労働時間は107時間となっているが、業務内容が困難で過大な責任が発生していた状況とは客観的には認められないため「特に過重」とまでは言えないとし、心理的負荷の総合評価は「弱」とした。

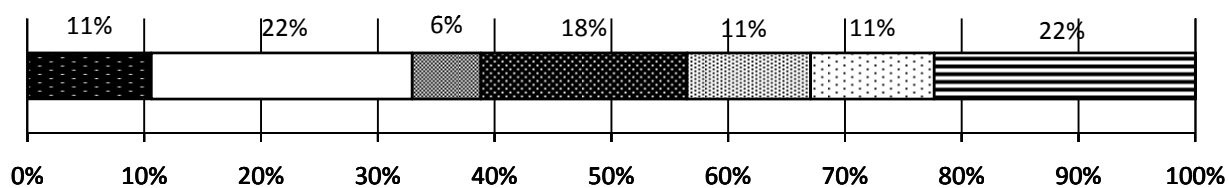
## 2 支給期間別の労災補償状況

平成17年度に業務上認定した事案（自殺を除く。）に係る支給期間の分布

※ 1カ月を30日として算出したもの

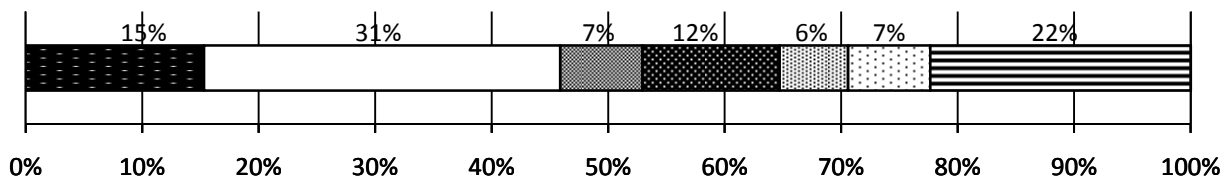
### <療養>

認定件数	請求なし	～6カ月	7カ月～1年	1～2年	2～3年	3～5年	5年以上
85	9	19	5	15	9	9	19



### <休業>

認定件数	請求なし	～6カ月	7カ月～1年	1～2年	2～3年	3～5年	5年以上
85	13	26	6	10	5	6	19



■請求なし □～6カ月 ■7カ月～1年 ■1～2年 ■2～3年 □3～5年 ■5年以上